

福知山市告示第256号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経て指定管理者を次のように指定した。

令和8年1月7日

福知山市長 大橋 一夫



- 1 公の施設 三段池公園スポーツ施設、大江河東公園多目的グラウンド
- 2 指定管理者 三段池再生創造共同事業体
代表団体 株式会社細合実業
代表取締役 細合 純一
構成団体 株式会社福知堂
代表取締役 奥田 友昭
構成団体 一般社団法人福知山ユナイテッド
代表理事 片野 翔大
- 3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで